

シティホール管理規程

第1条（運営）

この規程は、株式会社イズミ（以下「会社」という。）のゆめタウンシティモール内シティホールに関する運営管理に必要な事項を定める。

第2条（目的）

シティホールは、地域住民の生活文化の向上・教養の啓発等に併せて消費者ニーズに応じて、研修会・講座・展示会などを開催し、情報の提供を行い地域商業の活性化に資することを目的とする。

第3条（使用時間）

シティホールの使用時間は、午前9時から午後7時までとする。但し、管理上必要と認めたときは使用時間を変更することができる。

第4条（管理者）

シティホールの管理者は、株式会社イズミが「シティホール」の事務を掌握し、管理する。

第5条（使用できる者の範囲）

シティホールを使用できる者は、特に公序良俗に反しない限り制限しない。

第6条（使用の許可）

シティホールを使用する者は、管理者に使用許可申請書を提出して使用許可を受けなければならない。

第7条（使用の不許可）

管理者は、公序良俗を乱すおそれのあると認めるときなどは、使用を許可しないことができる。

第8条（特別の設備等）

使用者は、管理者の許可なく設備に特別の設備をし、変更を加えてはならない。但し、管理者の許可を受けたときは、この限りではない。

第9条（使用権の譲渡等の禁止）

使用者は、シティホールを使用する権利を譲渡し、または使用の許可を受けた施設若しくは付属設備等を転貸してはならない。

第10条（使用者の義務）

使用者は、シティホールの使用に際しては、この規程およびこれに基づく規則に定められた条件に従わなければならない。

第11条（使用許可の取り消し等）

管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の取り消しまたは中止させることができる。

- (1) 使用許可の申請に偽りがあったとき
 - (2) 本規程第7条に該当する事由が発生したとき
 - (3) 使用者が前条の規定に違反したとき
 - (4) 管理者が特に必要と認めるとき
2. 管理者が使用の許可を取消またはその使用を中止させる場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その責を負わない。

第12条（使用料）

シティホールの使用料は、次表のとおりとする。

4時間未満	終日（4時間以上）
8,800円	14,300円

（税込、電気/備品使用料込）

2. 使用料は、使用の許可を受けたとき納付しなければならない。但し、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

第13条（使用料の減免）

管理者は、特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる。

第14条（使用料の還付）

納付済みの使用料は還付しない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、全部または一部を還付することができる。

- (1) 不可抗力により使用することができなかつたとき
- (2) 使用者が使用期日2日前までに使用の取消または変更を申し出て、管理者が相当の理由があると認めたとき
- (3) 本規程第11条第1項第4号の規定に該当し、管理者が使用の許可を取消または使用を中止させたとき

第15条（原状回復の義務）

1. 使用者は、シティホールの使用が終わったとき、また使用の許可を取り消されたとき若しくは使用中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。
2. 使用者が前項の義務を履行しない場合は、管理者がこれを代行し、その費用を使用者より徴収することができる。

第16条（損害賠償）

使用者は、シティホールの施設または付属施設を毀損し、または滅失したときは管理者が定める額を賠償しなければならない。但し、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を免除することができる。

付 則

本規程は、2024年3月1日より実施する。